

# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化が始まります

## 【対象者】

- 3歳から5歳までの全ての子ども
  - ・食材料費、行事費、通園送迎費などは、保護者の負担
  - ・幼稚園と認定こども園の教育認定は満3歳から対象
  - ・保育所等の保育認定は3歳児クラスから対象
  
- 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

## 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育
  - ・幼稚園と認定こども園の教育認定は、月額上限2.57万円
  - ・年収360万円未満相当世帯又は第3子以降の子どもについて、副食(おかず・おやつ)の費用免除
- 企業主導型保育事業(標準的な利用料まで)  
参考 平成30年度における標準的な利用料(月額)  
0歳:37,100円、1・2歳:37,000円、3歳:31,100円、4歳以上:27,600円
- 認可外保育施設等(認可外保育施設の利用のほか、幼稚園等の預かり保育事業、認可保育所の一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業含む)
  - ・保育の必要性がある場合に限り、月額上限3.7万円(0-2歳は4.2万円)
  - ・幼稚園、認定こども園の預かり保育は月額上限1.13万円(満3歳児は1.63万円)
  - ・無償化の対象となるには、「認定申請書」と「就労証明書等」の提出が必要です。

「幼児教育・保育の無償化について」  
帯広市ホームページ



お問い合わせ  
帯広市こども未来部こども課  
保育所・幼稚園係  
TEL.0155-65-4158